中堅・中小企業のお客さまへのサポート、地域の活性化への取組

法人の皆さまへのサービス

三井住友銀行では「法人エリア」を中心として、中堅・中小企業のお客さまへのサービスを提供しております。法人エリアではお客さまの資金ニーズに加え、幅広い金融ニーズや経営課題の解決に向けて、SMBCグループ各社のネットワークを活かした専門的なサービスのご提供が可能な体制となっています。また、物価高騰や人手不足等の影響により依然として厳しい状況に置かれている中堅・中小企業のお客さまの事業継続に向けた資金繰り支援のサポートに取り組んでいます。

今後も、お客さまの立場に立ったサポートを行うことで、金融機関としての社会的責任を果たしていきます。

各地の信用保証協会との提携

三井住友銀行では、無担保・第三者保証不要での検討が可能な融資商品であるビジネスセレクトローンと併せて、物価高騰や人手不足等の影響により依然として厳しい状況に置かれているお客さまの資金ニーズに応えるべく、各地の信用保証協会とも協調して、都道府県等の制度融資および提携保証をご用意しています。

三井住友銀行では今後も引き続き、日本経済を支える中堅・中小企業のお客さまへの積極的な資金供給・経営支援に取り組んでいきます。

信用保証協会名	商品名
東京信用保証協会	金融機関提案融資（手形等電子化支援）
神奈川県信用保証協会	かながわアセット200
大阪信用保証協会	CSネクスト保証
兵庫県信用保証協会	飛躍

■中堅・中小企業の経営支援に関する体制整備の状況

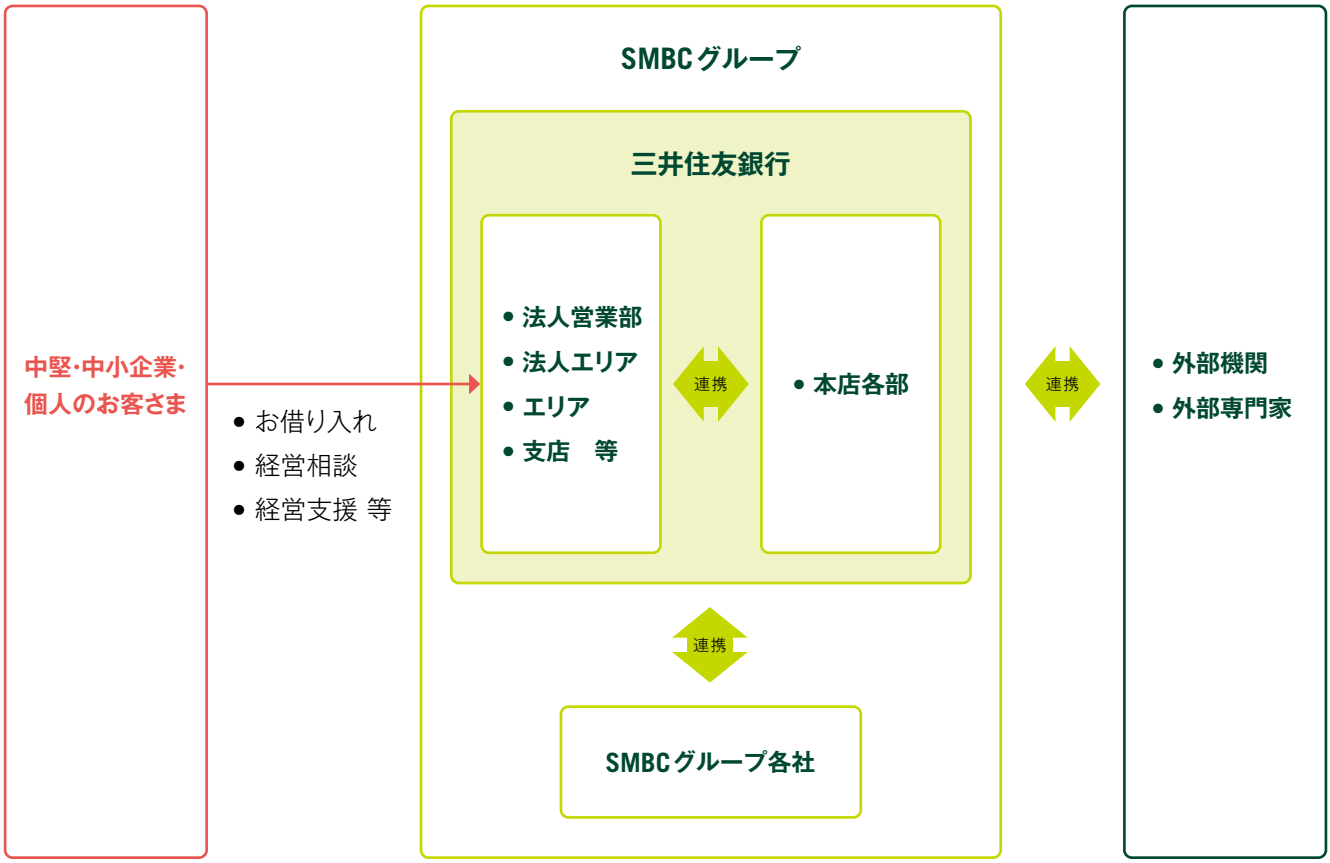

お客さまの課題やライフステージに応じた経営支援

三井住友銀行では、円滑な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、お客さまが抱える経営課題にもいち早く目を向け、それぞれの経営課題やライフステージに応じた最適な解決策をお客さまの立場に立って提案させていただく等、コンサルティング機能の一層の発揮に努めています。

スタートアップには、新株予約権付ローンやソーシャルローン、中小機構保証を活用した融資、シンジケートローン等の大口・多様な手法での融資支援に加え、2023年に設立したグロースファンドを通じたグロースステージでの大口のエクイティ支援等、投融資両面での資金調達支援に積極的に取り組んでいます。

また、銀行自体がスタートアップ等と連携して合弁会社を設立する等、事業共創を推進しています。

加えて、スタートアップを中心に事業会社・ベンチャーキャピタル・国・地方自治体等の多様な関係者が参画し、事業創出を推進するプラットフォーム「未来X（mirai cross）」を運営し、創業・事業化を支援しています。

事業再生支援の一例として、事業再生弁護士や会計士等の専門家からの依頼に基づき、再生ファイナンスを実行し、中小企業の事業再生のために必要な資金を提供しているほか、再生企業の事業スポンサーの選定に携わり、事業再生をサポートします。

地域の活性化への取組

SMBCグループは、地域が直面する社会課題の解決に向け、事業者、地方自治体および地方銀行等と連携して取り組んでいます。

2025年3月に三井住友銀行とチェンジホールディングスは業務提携を行いました。ふるさと納税制度の活用等を通じ、お客さまとともに地域貢献への取組を進めています。

福岡市ではスタートアップ支援施設にて、国土交通省と三井住友銀行の共催イベント「グリーンインフラスタートアップX（cross）@FUKUOKA」を実施しました。本イベントでは自然の機能を活かした都市課題解決に繋がる技術紹介や意見交換が行われました。

また、大阪府・大阪市・三井住友銀行・SMBCコンシューマーファイナンスの四者間において「国際金融都市OSAKAの取組推進に関する連携協定」を締結しました。スタートアップ成長に向けた投資の呼び込み等を通じ、同地域の更なる発展に貢献して参ります。

他の地域においても、SMBCグループのソリューションを活かした公有地の有効活用や観光資源の開発支援、交通機関の決済手段の効率化等を実現し、地域経済の活性化に取り組んでいます。

このようにSMBCグループでは、グループの総合力を活かし、引き続き地域経済の活性化に貢献していきます。

国土交通省と共催した「グリーンインフラスタートアップX（cross）@FUKUOKA」の様子

金融円滑化への取組

三井住友銀行は「金融円滑化に関する基本方針」に基づき、真摯かつ丁寧な顧客対応、円滑な資金供給、コンサルティング機能の発揮に努めていきます。

金融円滑化に関する基本方針

① 新規融資・貸付条件変更等の申込に対する適切な審査を実施します
② お客さまに対する経営相談・経営指導およびお客さまの経営改善に向けた取組に関する支援を適切に実施します
③ お客さまの事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めます
④ 新規融資・貸付条件変更等の相談・申込に対してお客さまへの説明を適切かつ十分に実施します
⑤ 新規融資・貸付条件変更等の相談・申込に対するお客さまからのお問い合わせ、相談、要望および苦情に適切かつ十分に対応します
⑥ 貸付条件変更等の申込や、公的機関・第三者機関等を通じた各種支援の申出等にあたっては、関係する他の金融機関等がある場合には緊密な連携を図ります
⑦「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、個人保証に関して適切な対応を行います